

## 令和2年度 第1回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和2年4月23日（木） 午前9時から午前10時40分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	中塩屋 均	出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	榎原 辰夫
出	堀之内 節子	出	倉田 雪男	出	園田 誠	出	福元 康光
出	障子田 勝	出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	木場 夏芳
出	新村 良廣	出	泊 義秋	欠	寺下 幸弘		
出	上之原 昇	出	郷原 實行	出	上野 輝男		
出	西ノ原 敏男	出	牧之瀬 弘行	出	有村 隆		

### 推進委員

—	垣内 直人	—	栗山 タカ	—	西元 貞幸	—	清水 洋平
—	大園 和幸	—	高田 裕幸	—	徳田 潤一	—	入佐 哲朗
—	鶴田 勉	—	田村 利秋	—	本村 ヤス子	—	川崎 守
—	上穂木 紀順	—	村場 重穂	—	持増 正		
—	永山 智哉	—	藏ヶ崎 俊光	—	有馬 研一		
—	谷口 芳久	—	鬼塚 哲郎	—	立元 和揮		

4 部外者出席

農林水産課 農業振興管理係 かのやアグリ起業ファーム推進室  農地整備課 畑かん整備係  地籍調査推進室	主査 山中 俊明 次長 住倉 健一郎 主事 牧野 亮 係長 前田 悦郎 主査 池畑 信幸 室長 吉永 和広 次長 藺牟田 博文
---	---

5 事務局職員

局 長	長友 浩志
次長兼振興係長	西迫 博
農地係長	下原 隆二
主 査	福嶋 雅明
主 査	井手口 剛
主 査	関口 実
主任主事	久木田 郁香
主 査	梶原 宏行（輝北総合支所産業建設課）

主 査 鳥巢 良和 (串良総合支所産業建設課)  
主 幹 下川路 茂 (吾平総合支所産業建設課)

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
  - ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
  - ・農地転用の事業計画変更について
  - ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
  - ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
  - ・非農地証明について
  - ・農地移動適正化あっせん申出について
  - ・地籍調査事業に伴う地籍調査推進員の推薦について
  - ・肝属中部地区畑地かんがい事業鹿屋市推進協議会委員の推薦について
- [報告]
- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- [その他]
- ・活動報告様式について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 田中 次男 委員 ・ 泊 義秋 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和2年度 第1回鹿屋市農業委員会総会議事録  
令和2年4月23日(木) 開会 午前9時 閉会 午前10時40分

鹿屋市役所7階大会議室

(開会)

局長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和2年度第1回鹿屋市農業委員会総会を開会いたします。  
事務局長に委員の出席状況を報告してもらいます。

局長 本日の、欠席は寺下委員の1名です。

出席委員数は、20名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。  
なお、推進委員は新型コロナウイルス感染拡大により出席を求めておりません。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以後の議事の進行は、木場会長にお願いいたします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号9番の田中委員と、10番の泊委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の井手口主査を指名します。これより議事に入りますが、推進委員に係る案件は退席を求めず、このまま、進めていきたいと思えます。

議長 1頁、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第1号、1頁から51頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。

公告年月日は、令和2年4月24日です。合計面積は、42万5千200.87㎡、うち更新分14万6千807.18㎡、内訳、田18万3千574㎡、畑22万9千565.87㎡、樹園地1万2千61㎡です。利用権を設定する者143人、設定を受ける者95人です。

始期は、いずれも令和2年5月1日です。期間は、1年、2年、3年、5年、6年、8年、10年、20年です。

次の3頁から43頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。初めに3頁です。

1番から4頁の5番までは、設定期間が1年です。3頁、1番、2番は、賃借権で新規設定。3番は、賃借権で再設定。次に、4頁、4番、5番は、賃借権で再設定。

次の6番から5頁の9番までは、設定期間が2年です。4頁、6番は、賃借権で新規設定。次に、5頁、7番から9番までは全て、賃借権で再設定。

次の10番から9頁の25番までは、設定期間が3年です。5頁、10番、11番は、賃借権で新規設定。次に、6頁、12番、13番は、賃借権で新規設定。14番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。15番は、賃借権で再設定。次に、7頁、16

番から 19 番までは全て、賃借権で再設定。次に、8 頁、20 番から 22 番までは全て、賃借権で再設定。23 番は、使用賃借権で再設定。次に、9 頁、24 番、25 番は、使用賃借権で再設定。

次の 26 番から 24 頁の 84 番までは、設定期間が 5 年です。9 頁、26 番は、賃借権で新規設定。27 番は、次の頁にかけて、使用賃借権で新規設定。次に、10 頁、28 番、29 番は、賃借権で新規設定。次に、11 頁、30 番から 33 番までは全て、賃借権で新規設定。次に、12 頁、34 番、35 番は、賃借権で新規設定。

36 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。37 番は、賃借権で新規設定。38 番は、使用賃借権で新規設定。次に、13 頁、39 番から 42 番までは全て、賃借権で新規設定。次に、14 頁、43 番から 46 番までは全て、賃借権で新規設定。次に、15 頁、47 番、48 番は、賃借権で新規設定。49 番は、使用賃借権で新規設定。50 番は、賃借権で新規設定。次に、16 頁、51 番は、使用賃借権で新規設定。52 番、53 番は、賃借権で新規設定。次に、17 頁、54 番から 56 番までは全て、賃借権で新規設定。次に、18 頁、57 番は、賃借権で新規設定。58 番、59 番は、使用賃借権で新規設定。60 番は、賃借権で新規設定。次に、19 頁、61 番から 64 番までは全て、賃借権で新規設定。次に、20 頁、65 番は、賃借権で再設定。66 番は、使用賃借権で再設定。67 番、68 番は、賃借権で再設定。次に、21 頁、69 番から 72 番までは全て、賃借権で再設定。次に、22 頁、73 番は、賃借権で再設定。74 番は、使用賃借権で再設定。75 番から 77 番までは全て、賃借権で再設定。次に、23 頁、78 番から 81 番までは全て、賃借権で再設定。次に、24 頁、82 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。83 番は、使用賃借権で再設定。84 番は、賃借権で再設定。

次の 85 番から 33 頁の 118 番までは、設定期間が 6 年です。24 頁、85 番は、賃借権で新規設定。次に、25 頁、86 番から 89 番までは全て、賃借権で新規設定。次に、26 頁、90 番から 92 番までは全て、賃借権で新規設定。次に、27 頁、93 番、94 番は、賃借権で新規設定。95 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。96 番は、次の頁にかけて、賃借権で新規設定。次に、28 頁、97 番から 99 番までは全て、賃借権で新規設定。次に、29 頁、100 番は、賃借権で新規設定。101 番から 103 番までは、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。104 番は、賃借権で新規設定。次に、30 頁、105 番から次の頁の 110 番までは、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。次に、31 頁、111 番は、賃借権で新規設定。112 番は、次の頁にかけて、賃借権で再設定。次に、32 頁、113 番から 115 番までは全て、賃借権で再設定。次に、33 頁、116 番から 118 番までは全て、賃借権で再設定。

次に、34 頁、119 番は、設定期間が 8 年で、賃借権で新規設定。

次の 120 番から 42 頁の 148 番までは、設定期間が 10 年です。34 頁、120 番は、次の頁にかけて、使用貸借権で新規設定。次に、35 頁、121 番は、賃借権で新規設定。次に、36 頁、122 番から 125 番までは全て、賃借権で新規設定。次に、37 頁、126 番から 128 番までは全て、賃借権で新規設定。129 番は、使用貸借権で新規設定。次に、38 頁、130 番は、使用貸借権で新規設定。131 番から 133 番までは全て、賃借権で新規設定。次に、39 頁、134 番は、賃借権で新規設定。135 番、136 番は、使用貸借権で再設定。次に、40 頁、137 番、138 番は、使用貸借権で再設定。139 番、140 番は、賃借権で再設定。次に、41 頁、141 番、142 番は、賃借権で再設定。143 番は、使用貸借権で再設定。144 番、145 番は、賃借権で再設定。次に、42 頁、146 番から 148 番までは全て、賃借権で再設定。

次に、43 頁、149 番、150 番は、設定期間が 20 年で、賃借権で新規設定。以上です。

議 長 　　ただいま事務局から説明がありました、3 頁、1 番から、4 頁、5 番までの 1 年もの 5 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、4 頁、6 番から、5 頁、9 番までの 2 年もの 4 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、5 頁、10 番から、9 頁、25 番までの 3 年もの 16 件ですが、6 頁、14 番が鹿屋市農業委員会規則第 28 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

6 頁、14 番について事務局の説明をお願いします

下 原 　　6 頁の 14 番は、借人福元副会長が代表を務める法人が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 　　福元副会長に係る 3 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、残りの 3 年もの 15 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、9頁、26番から、24頁、84番までの5年もの59件ですが、12頁、36番が、農業委員会の議事参与の制限にあたりますので、新原委員に退席いただき審議します。

(新原委員：退席)

12頁、36番について事務局の説明をお願いします。

下原 12頁の36番は、借人新原委員が使用貸借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 新原委員に係る5年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(新原委員：着席)

新原委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、24頁、82番が議事参与の制限にあたりますので、上之原委員に退席をいただき審議します。

(上之原委員：退席)

24頁、82番について事務局の説明をお願いします。

下原 24頁の82番は、借人上之原委員が使用貸借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 上之原委員に係る5年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(上之原委員：着席)

上之原委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、残りの5年もの57件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、24頁、85番から、33頁、118番までの6年もの34件ですが、27頁、95番が議事参与の制限にあたりますので、有村委員に退席をいただき審議します。

(有村委員：退席)

27頁、95番について事務局の説明をお願いします。

下原 27頁の95番は、借人有村委員が貸借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 有村委員に係る6年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(有村委員：着席)

有村委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、29頁、101番から103番と30頁、105頁から31頁、110番までの9件が議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

29頁、101番から103番と30頁、105頁から31頁、110番について事務局の説明をお願いします。

下 原 29頁の101番から103番までと30頁の105番から31頁の110番までは、借人福元副会長が代表を務める法人が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る6年もの9件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、残りの6年もの24件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、34頁、119番の8年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、34頁、120番から、42頁、148番までの10年もの29件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、43頁、149番と150番の20年もの2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、44頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

下 原 所有権移転について、44 頁から 46 頁です。44 頁で説明します。公告年月日は令和 2 年 4 月 24 日、合計面積は、畑 1 万 9 千 769 m<sup>2</sup>です。所有権を移転する者 9 人、所有権の移転を受ける者 8 人です。45 頁をご覧ください。1 番から 46 頁の 8 番までは、全て所有権移転協議成立したものです。次の 9 番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。以上です。

議 長 ただいま説明がありました所有権移転協議が成立したものの 9 件ですが、46 頁、9 番が農業委員会取決め制限にあたりますがこのまま進めます。46 頁、9 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 46 頁の 9 番は、譲受人入佐委員が所有権移転を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 入佐委員に係る 46 頁、9 番の所有権移転協議成立の 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に残りの所有権移転協議成立 8 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可といたします。

次に、47 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

下 原 中間管理権設定については、47 頁から 51 頁です。47 頁で説明します。

公告年月日は、令和 2 年 4 月 24 日です。合計面積は、4 万 4 千 198 m<sup>2</sup>で、うち、田 3 千 845 m<sup>2</sup>、畑 4 万 353 m<sup>2</sup>です。利用権を設定する者 6 人、利用権の設定を受ける者 7 人で、全て新規設定であります。始期は、令和 2 年 5 月 1 日で、期間は 10 年です。48 頁をご覧ください。

貸人から公社への設定期間、権利区分別です。1 番から 5 番までは全て、賃借権。次に、49 頁、5 番は、賃借権。6 番は、使用賃借権。7 番は、賃借権。次の 8 番からは、公社から借人への転貸設定です。8 番から 10 番までは全て、賃借権。次に、50 頁、11 番、12 番は、賃借権。13 番は、使用賃借権。14 番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、貸人から県地域振興公社への貸出が、48 頁、1 番から、49 頁、7 番までの 10 年もの 7 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」



「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、県地域振興公社から転貸設定の 49 頁、8 番から 50 頁、14 番までの 7 件ですが、50 頁、14 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、高田委員に係る案件から審議します。50 頁、14 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 50 頁の 14 番は、借人高田委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 高田委員に係る 50 頁、14 番の 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に残りの 10 年もの 6 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、52 頁、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 2 号、52 頁から 58 頁です。58 頁で説明します。今回は、所有権移転 27 件です。内訳は、田 11 筆、1 万 5 千 452 ㎡、畑 35 筆、6 万 2 千 322 ㎡、計 46 筆、7 万 7 千 774 ㎡です。初めに、52 頁です。1 番は、畑 964 ㎡の売買です。2 番は、田 466 ㎡の売買です。3 番は、畑 2 千 857 ㎡の贈与です。4 番は、畑 9 千 104 ㎡の売買です。5 番は、畑 774 ㎡の売買です。次に、53 頁、6 番は、畑 2 千 186 ㎡の売買です。7 番は、畑 742 ㎡の売買です。8 番は、田 6 千 80 ㎡の贈与です。9 番は、次の頁にかけて、畑 1 万 2 千 246 ㎡の贈与です。次に、54 頁、10 番は、畑 1 千㎡の売買です。11 番は、畑 700 ㎡の売買です。12 番は、畑 861 ㎡の売買です。次に、55 頁、13 番は、畑 1 千 300 ㎡の売買です。14 番は、畑 818 ㎡の売買です。15 番は、畑 544 ㎡の売買です。16 番は、畑 700 ㎡の売買です。17 番は、畑 1 千 337 ㎡の売買です。次に、56 頁、18 番は、畑 852 ㎡の売買です。19 番は、畑 334 ㎡の売買です。20 番は、畑 2 千 65 ㎡の売買です。21 番は、畑 3 千 194 ㎡の売買です。次に、57 頁、22 番は、田 3 千 723 ㎡の売買です。23 番は、畑 892 ㎡の売買です。24 番は、畑 751 ㎡の売買です。次の 25 番から 58 頁の 27 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、57 頁、25 番から、58 頁、27 番までを西ノ原委員に、報告をお願いします。

西之原 議席番号 6 番の西之原です。去る 4 月 15 日、記載の 2 名の委員と事務局で農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので報告します。まず、57 頁の 25 番ですが、下限

面積の調査です。申請者は南町の実家の農作業を手伝っており、農作業に必要な農機具一式は実家に所有しておりました。両親が高齢の為、今後は農業を引き継いで甘藷や稲作をしていくとのことで、取得した農地には、米を作られるとのことでした。

次に、57 頁から 58 頁の 26 番ですが、市外取得と下限面積の調査です。申請者は市外に住所がありますが、居住地と実家を行き来しているとのことでした。今回、親から贈与を受ける農地は、実家の近くで、農作業に必要な農機具一式は、実家に所有していました。親から贈与を受ける農地には、飼料や米を作るとのことでした。

次に、27 番ですが、下限面積の調査です。申請者は、実家の近所に居住しており、農作業に必要な農機具一式は実家に所有しておりました。今回、取得した農地には、甘藷の栽培をしていくとのことでした。

以上3件とも、農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められます。また、下限面積も超えることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 　　ただいま、説明、報告がありました27件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、59 頁、議案第3号「農地転用の事業計画変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 　　議案第3号、59 頁の3件です。1番は、当初の計画の駐車スペース部分について、面積を縮小するため、今回、事業計画の変更、一部許可の取消を行うものです。

次の2番、3番は隣接地にあります。2番は、当初の事業では、貸家、通路を整備する計画でしたが、事業継承者との話合いで、場所を変更することになったため、今回、一般住宅を整備するものです。63 頁、5条申請の17番と関連です。3番は、当初の事業では、一般住宅を整備する計画でしたが、事業継承者との話合いで、場所を変更することになったため、今回、建売住宅を整備するものです。63 頁、5条申請の18番と関連です。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明しました、事業計画変更3件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、60 頁、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 　　議案第4号、60 頁から 68 頁です。68 頁で説明します。今回は、38 件で、田 25 筆、1

万4千879㎡、畑22筆、2万555.57㎡、他1筆、365.91㎡、計48筆、3万5千800.48㎡となっています。

60頁をご覧ください。1番、2番は、建売住宅、通路を整備するもので、農地区分は3の5です。3番は、貸資材置場を整備するもので、農地区分は3の5です。4番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。次の5番から63頁の16番までは、駐車場を整備するもので、農地区分は1の5です。次に、63頁、17番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。18番は、建売住宅、通路を整備するもので、農地区分は1の3です。次に、64頁、19番から68頁の38番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、64頁、19番から65頁、25番までを、畠井委員に、65頁、26番から68頁、38番までを、村山委員に報告をお願いします。

畠井 議席番号13番の畠井です。去る4月14日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。まず、64頁の19番ですが、申請地は南部学校給食センターの北西に位置し、申請地付近は、10ヘクタール以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。

申請者は不動産業の法人で、申請地に建売住宅1棟を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に20番ですが、申請地は南部学校給食センターの北に位置し、申請地付近は、10ヘクタール以上の農地の広がりはないが、土地改良事業が実施されているため、第1種農地と判断されます。申請者は不動産業の法人で、申請地に建売住宅4棟、通路を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に21番ですが、申請地は高牧公民館の南西に位置し、申請地付近は、10ヘクタール以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に22番ですが、申請地は桜ヶ丘病院の南西に位置し、申請地付近は、10ヘクタール以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、都市計画用途地域から500m以内に位置するため、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に 65 頁 23 番ですが、申請地は鹿屋運動公園の西に位置し、申請地付近は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがあり、第 1 種農地と判断されます。申請者は、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 24 番ですが、申請地は祓川小学校の北に位置し、申請地付近は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがあり、第 1 種農地と判断されます。申請者は法人で、申請地に駐車場、ゴミステーションを整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 25 番ですが、申請地は輝北総合支所の西に位置し、申請地付近は、10 ヘクタール以上の農地の広がりはなく、第 2 種農地と判断されます。申請者は法人で、隣接地の山林と一体で、鶏舎、堆肥舎、集卵場等を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、19 番から 25 番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

村 山 議席番号 15 番の村山です。去る 4 月 15 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

65 頁の 26 番ですが、申請地は田崎コミュニティセンターの西に位置し、申請地付近は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがあり、第 1 種農地と判断されます。申請者は不動産業の法人で、申請地に建売住宅 3 棟を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 66 頁 27 番ですが、申請地は敬愛園の南東に位置し、申請地付近は、10 ヘクタール以上の農地の広がりはないが、土地改良事業が施行されているため、第 1 種農地と判断されます。申請者は、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 28 番ですが、申請地は工業団地の西に位置し、申請地付近は、10 ヘクタール以上の農地の広がりはなく、第 2 種農地と判断されます。申請者は発電事業の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に 29 番ですが、申請地は田崎小学校の南に位置し、申請地付近は、10 ヘクタール以上

の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は、申請地に貸家2棟、通路を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に30番ですが、31番、67頁32番と関連がありますので、併せて報告します。

申請地は井ノ上病院の南東に位置し、申請地付近は、10ヘクタール以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は、申請地に一般住宅及び通路を整備する計画です。申請地は都市計画用途地域から500m以内に位置するため、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に67頁33番ですが、申請地は九州電力鹿屋営業所の東に位置し、申請地付近は、10ヘクタール以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は、隣接地の宅地と併せて、一般住宅を整備する計画です。申請地は都市計画用途地域から500m以内に位置するため、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。なお、申請地は駐車場として利用していることから、始末書を添付しての申請になります。

次に34番ですが、申請地は玉山神社の南東に位置し、申請地付近は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されているため、第1種農地と判断されます。申請者は産業機械の修理・販売業の法人で、申請地に車両置場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に35番ですが、68頁36番も同地番であるため、併せて報告します。申請地は、串良町、十三塚交差点の西に位置し、申請地付近は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されているため、第1種農地と判断されます。35番は、申請地に一般住宅、車庫を整備し、36番は、建設業の法人で、建売住宅1棟を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に68頁37番ですが、申請地は串良町十三塚交差点の南東に位置し、申請地付近は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されているため、第1種農地と判断されます。申請者は、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に38番ですが、申請地は串良さくら温泉の東に位置し、申請地付近は、10ヘクタール以上の農地の広がりはなく、第2種農地と判断されます。申請者は、申請地に一般住宅、カーポートを整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件

にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、26番から38番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 　　ただいま、説明、報告がありました、60頁から68頁までの許可申請38件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、69頁、議案第5号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 　　議案第5号、69頁から73頁です。69頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は4件で、畑3千524㎡となっています。次の70頁から73頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、69頁1番から4番までを、園田委員に報告をお願いします。

園 田 　　議席番号14番の園田です。去る4月14日、記載の2名の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告いたします。まず、69頁の1番ですが、周辺図等は70頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、串良公民館細山田分館の南に位置する場所で、10ヘクタール以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申出人は、市内の方で、申出地の一部に一般住宅を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第1種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に2番ですが、周辺図等は71頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、上小原中学校の南に位置し、10ヘクタール以上の農地の広がりがある農用地区域内農地です。申出人は、市内の畜産農家で、申出地に牛舎と堆肥舎を整備する計画です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に3番ですが、周辺図等は72頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、上小原中学校の南に位置し、10ヘクタール以上の農地の広がりがある農用地区域内農地です。申出人は、市外の畜産農家で、既存牛舎が肝付町の河川の近くにあり、浸水被害にあうことから、申出地に牛舎を整備し、移転する計画です。転用目的が農業用施設であるこ

とから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に4番ですが、周辺図等は73頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、玉山神社の西に位置し、10ヘクタール以上の農地の広がりがある農用区域内農地です。申出人は、市内の農家で、申出地の一部に農産物の販売所と駐車場を整備する計画です。なお、転用面積が2アール未満であることから、転用許可不要であると判断しました。

以上、1番と4番までの申し出については、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外、用途変更及びは支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告があった4件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、74頁、議案第6号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第6号、74頁、75頁です。75頁で説明します。今回は4件で、田2筆、841㎡、畑5筆、2万2千560㎡、他2筆、1万2千5㎡、計9筆、3万5千406㎡です。全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、74頁、1番から3番を畠井委員に、75頁、4番を村山委員に報告をお願いします。

畠井 議席番号13番の畠井です。去る4月14日、記載の2名の委員と事務局2名で非農地証明について調査をしましたので報告します。74頁の1番ですが、申請地は、旧浜田小学校跡地の南東に位置し、昭和年代から住宅敷地として利用しているとのことでした。建物の状況からしても20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に2番ですが、申請地は、まさかり交差点の南東に位置し、昭和年代から山林化しているとのことでした。状況からしても、大木等もあり、20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に3番ですが、申請地は、輝北天球館の南東に位置し、昭和年代から牛舎敷地として利用しているとのことでした。建物の状況からしても20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

村 山 議席番号 15 番の村山です。去る 4 月 15 日、記載の 2 名の委員と事務局 2 名で非農地証明について調査をしましたので報告します。75 頁の 4 番ですが、申請地は、串良ふれあいセンターの西に位置し、昭和年代から山林化しているとのことでした。状況からしても、大木等もあり、20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 4 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、76 頁、議案第 7 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 7 号、76 頁から 111 頁です。今回新たに、譲渡希望が 93 頁、205 番から 207 番まで、次に、賃貸借希望が 109 頁、191 番から 110 頁、202 番までですので、お目通しください。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

93 頁、土地の所有者からの譲渡希望の、205 番を上之原委員と永山委員に、206 番の名貫町を畠井委員と西元委員に、同じく 206 番の飯隈町と萩塚町を榎原委員と清水委員に 207 番を有村委員と立元委員にお願いします。109 頁、賃貸借希望の 191 番を倉田委員と高田委員に、192 番を村山委員と本村委員に、193 番を榎原委員と清水委員に、194 番を村山委員と本村委員に、110 頁の 195 番を福元副会長と入佐委員に、196 番を上野委員と有馬委員に、197 番を村山委員と本村委員に、198 番を福元副会長と入佐委員に、199 番を榎原委員と清水委員に、200 番と 201 番を郷原委員と藏ヶ崎委員に 202 番を西ノ原委員と谷口委員にお願いします。

次に、112 頁、議案第 8 号「地籍調査事業に伴う地籍調査推進員の推薦について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 8 号、112 頁です。

1 の提案理由としましては、令和 2 年 3 月 16 日付けで鹿屋市長から依頼がありました国土調査法に基づく地籍調査事業に係る地籍調査推進員について、推薦を行うものです。推薦に当たっては、調査地区が南町の一部 1.55 k m<sup>2</sup>、下高隈町の一部 0.66 k m<sup>2</sup>、吾平町麓の一部 0.80 k m<sup>2</sup>となっており、それぞれの地区に精通している委員で、各地区から 1 名、計



3名の依頼があったものです。任期は、令和2年6月26日から令和3年3月31日までとなっています。このようなことから、2の推薦する委員については、南町の一部は榎原委員に、下高隈町の一部は園田委員に、吾平町麓の一部は堀之内委員にお願いしたいと考えております。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明がありました。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、地籍調査推進員を推薦いたします。

鹿屋地区南町の一部に榎原委員、鹿屋地区下高隈町の一部に園田委員、吾平地区吾平町麓の一部に堀之内委員を推薦いたします。

次に、113頁、議案第9号「肝属中部地区畑地かんがい事業鹿屋市推進協議会委員の推薦について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 　　議案第9号、113頁です。

1の提案理由としましては、令和2年4月13日付けで肝属中部地区畑地かんがい事業鹿屋市推進協議会会長から依頼がありました任期満了に伴う推進協議会の委員について、推薦を行うものです。推薦に当たっては、受益地内の町内会に居住する農業委員であり、旧鹿屋市内の対象地区から1名、旧吾平町内の対象地区から1名、協議会副会長は会長のあて職で依頼があったものです。任期は、令和2年5月10日から令和4年5月9日までの2年間となっています。このようなことから、2の推薦する委員については、協議会副会長には木場会長、鹿屋地区から榎原委員、吾平地区から堀之内委員にお願いしたいと考えております。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明がありました。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、副会長に私木場が、鹿屋地区に榎原委員、吾平地区に堀之内委員を推薦します。

次に、114頁、「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

下原 　　合意解約について、114頁から124頁です。124頁で説明します。

今回は34件で、田28筆、2万3千576㎡、畑48筆、9万4千130㎡、他2筆、5千610㎡、計78筆、1万2千316㎡です。これらは全て、第18条第6項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。初めに、114頁です。1番、2番は、中間管理機構への貸出しのため。3番は、貸し手の都合。次に、115頁、4番から6番までは、借り手の都合。次に、116頁、7番から10番までは、借り手の都合。次に、117頁、

11番、12番は、借り手の都合。13番は、借り手の変更。次に、118頁、14番から16番までは、借り手の変更。次に、119頁、17番から20番までは、借り手の変更。次に、120頁、21番、22番は、借り手の変更。次に、121頁、23番から26番までは、借り手の変更。次に、122頁、27番から29番までは、借り手の変更。次に、123頁、30番、31番は、借り手の変更。32番、33番は、売買のため。次に、124頁、34番は、貸し手の都合。以上です。

議長 ただいまの報告のとおり、114頁から、124頁まで34件の合意解約です。報告しておきます。

以上で、第1回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。なければ、事務局からお願いします。

久木田 別紙の用紙をご覧ください。

活動記録簿の変更について説明いたします。前回の総会でご説明させていただいたところですが、様式についてご意見、ご要望があったため再度検討しました。

まず、用紙についてはA4からA3に変更いたしました。その次に、記入方法としまして、表面は今までどおり各活動により時間の記入をお願いいたします。また、その下の表の1には「農地利用の意向把握の状況」として戸別訪問時等に意向の把握をした場合には、ご記入をお願いいたします。

2には「話し合いの参加状況」として今後、人・農地プランの話し合いがでてくると予想されますので話し合いに参加した場合は、こちらの方にご記入をお願いいたします。従って、今までどおり農委法第6条第1項、第3項の部分については、表面に時間、備考欄にメモし、第2項については、表面に時間、裏面に詳細の記入をお願いいたします。その際に⑥と⑦に該当した場合は、表面への記入をお願いいたします。

詳細については、別紙の「活動内容の記入について」と書かれた事例集を作成しましたのでお目通しください。

なお、こちらの様式でご異議がない場合は、後日、データベース、紙ベースにて配布予定です。

議長 只今の説明について、何かございませんか

新村 議席番号4番の新村です。前回頂いた活動記録簿のデータでは活動した場所について選択をするようになっているが、選択肢に出てこないところもあるので、入力方法はどのような方がいいのか。教えていただきたい。

また、農地利用の意向把握状況は、今から総点検等で得られた情報を記載すればよいのか。教えていただきたい。

裏面の活動記録帳の活動の場所は記載しなくてよいと理解してよろしいですか。

久木田 新村委員にお渡ししたデータは未完成のものであるとお伝えし、お渡ししたものであります。現在その部分については選択制ではなく、入力できるようにする予定であります。

新 村 意向把握の状況は過去の分ではなく、今後の活動で得た情報記載すればよいのですね。

局 長 はい、そのようにしてください。

新 村 活動記録帳の活動場所は記載しなくてよいですね。

局 長 はい、場所は表面に記載するので裏面は記載しなくてよいです。

局 長 運営委員会について、運営委員の方にはお手元に開催通知が配布してあります。

5月7日木曜日13時30分から市役所6階601会議室において運営委員会を開催したいと思っておりますので、出席をよろしくお願いいたします。

また、皆さんのお手元に委員の緊急連絡網、事務局職員の名簿、事務局の事務分掌を配布してありますので、参考にしてください。

それでは5月の調査員を申し上げます。5月13日水曜日4条5条調査が上野委員、永山委員です。5月13日水曜日農振調査が有村委員、谷口委員です。5月14日木曜日4条5条調査が榎原委員、栗山委員です。5月14日木曜日3条調査が中塩屋委員、高田委員です。5月の総会は5月22日金曜日9時からとなります。以上です。

中塩屋 議席番号1号の中塩屋です。

遊休農地の調査で以前霧島市に行ったときに、研修した農地情報タブレットを導入して頂ければ、時間が節約でき調査も正確にできて非常に良いと思っておりますが、ぜひ導入されるようにお願いしたいと思っておりますが、進捗状況はどうでしょうか。

局 長 昨年霧島で研修したとき、その情報を得たところでした、霧島市ではその時点でまだ不具合があるとお聞きしておりました。現在改善されたかどうか確認しておりません、また導入にあたって具体的にどうしたらよいかなど、教えて頂けるということでもあります。

現時点では霧島市への確認を行っておりません。

中塩屋 ぜひ前向きに検討していただくようお願いします。

議 長 他にございませんか。

ないようですので、これをもって令和2年度第1回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

・・・・・・(一同礼)・・・・・・